デイサービスセンターあざみ 指定地域密着型通所介護事業所・第1号通所事業所 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人あざみ会が開設するデイサービスセンターあざみ(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業(以下「指定地域密着型通所介護等」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、職員が、要介護状態又は総合事業の対象者にある利用者に対し、適正な指定地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持ならびに家族の介護負担軽減を図る観点から、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の意欲を高めるよう適切な働きかけをすることにより、利用者の自立の可能性を、最大限引き出す支援を行うものとします。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称、所在地
 - 一 名 称 デイサービスセンターあざみ
 - 二 所在地 宇都宮市川俣町61番地3

(従業者の職種等)

- 第4条 従業者の職種、員数、職務内容
 - 一 管理者 1名管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行います。
 - 二 生活相談員 2名以上 生活相談員は、指定地域密着型通所介護等の利用の申込みに係る調整、通所介護計画作成等を行います。また利用者及びその家族の生活相談等にあたります。
 - 三 看護職員 1名以上 介護職員 5名以上 看護職員及び介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し必要な日常生活上 の介護や健康管理、送迎等その他必要な業務の提供にあたります。

(事業所の営業日等)

第5条 事業所の営業日、時間

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし職員研修等による休業(不定期)と 12月29日から1月3日までを除きます。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。
- 三 サービス提供時間は午前9時30分から午後4時45分までとします。
- 四 延長サービス 営業時間の前後2時間の延長サービスを行なう場合があります。

(指定地域密着型通所介護等の利用定員)

第6条 利用定員は、15名とします。

(指定地域密着型通所介護等の内容)

- 第7条 指定地域密着型通所介護等の内容は次の通りとする。
 - 一 生活相談
 - 二 機能訓練
 - 三 食事サービス
 - 四 送迎サービス
 - 五 入浴サービス
 - 六 アクティビティサービス

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣の告示の 額または各市区町村の定める額とし、当該指定地域密着型通所介護等が法定受領サービス であるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担額を乗じた額とする。
- 2 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - 一 食材費は、1食あたり700円
 - 二 おむつ代は、1枚あたり160円
 - 三 尿とりパットは、1枚あたり60円
 - 四 その他指定地域密着型通所介護等の提供する便宜のうち、日常生活においても通常 必要となるものに係わる費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる 費用は、その実費を徴収いたします。
 - 五 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用 通常の事業の実施 地域を越えた地点から1キロメートルあたり100円
 - 六 一項から五項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前 に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得ます。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、宇都宮市とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 生活相談員等は、指定地域密着型通所介護等を提供中に、利用者の病状に急変 その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとと もに、管理者に報告します。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、毎年度定期的に避難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施します。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものと する。
 - ー 虐待を防止するための委員会の設置開催
 - 二 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 三 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 四 その他虐待防止のために必要な措置
- ② 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるもの とし、又業務体制を整備します。
 - 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回
 - 三 入浴介助にかかる研修(入浴介助者) 年1回以上
 - ② 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他の第三者へ漏洩してはならないものとします。
 - ③ 事業所は従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約に含めます。
 - ④ この規定に定める事項の他、運営にかかわる重要事項は、あざみ会と事業所の管理 者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

- この規程は、平成12年12月1日から施行する。 附則
- この規程は、平成16年7月15日から施行する。 附則
- この規程は、平成17年1月1日から施行する。 附則
- この規程は、平成20年9月4日から施行する。 附則
- この規程は、平成24年10月1日から施行する。 附則
- この規程は、平成26年11月1日から施行する。 附則
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。 附則
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附則
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附則
- この規程は、令和 3年4月1日から施行する。 附則
- この規程は、令和 6年4月1日から施行する。 附則
- この規程は、令和 6年10月1日から施行する。